三田市放課後児童クラブ条例新旧対照表

現行	改正案
第1条~第10条 省略	第1条〜第10条 省略 (指定管理者による管理) 第11条 児童クラブの管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するも の(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。
	2 前項の規定により児童クラブの管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。 (1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務 (2) 児童クラブの施設又は附属設備等の維持管理に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
(委任)	(委任)
第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
以下省略	以下省略